

令和5年度足立区国民健康保険運営協議会（臨時会）でのご質問について

1 ご質問の要旨

保険料の上昇局面、下降局面において、所得ごとの保険料の上昇率、下降率をフラットに近い形、または見栄えの良い形（＝所得が高くなるほど、保険料の上昇率も高くなる）にできないか。

2 令和6年度保険料のモデルケースにおいて、所得が高くなるほど保険料の上昇率も高くなっている理由

（基礎分＋支援金分）	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 4 年度→R 5 年度 増加率	R 5 年度→R 6 年度 増加率
所得割率	9.44%	9.59%	11.49%	1.6%	19.8%…②
均等割額	55,300円	60,100円	65,600円	8.7%…①	9.2%

① R 5 年度は、「均等割額の増加率 > 所得割率の増加率」となっている。

そのため、R 5 年度保険料のモデルケースにおいて、所得が高くなるにつれて保険料上昇率が小さくなるという現象が生じた。

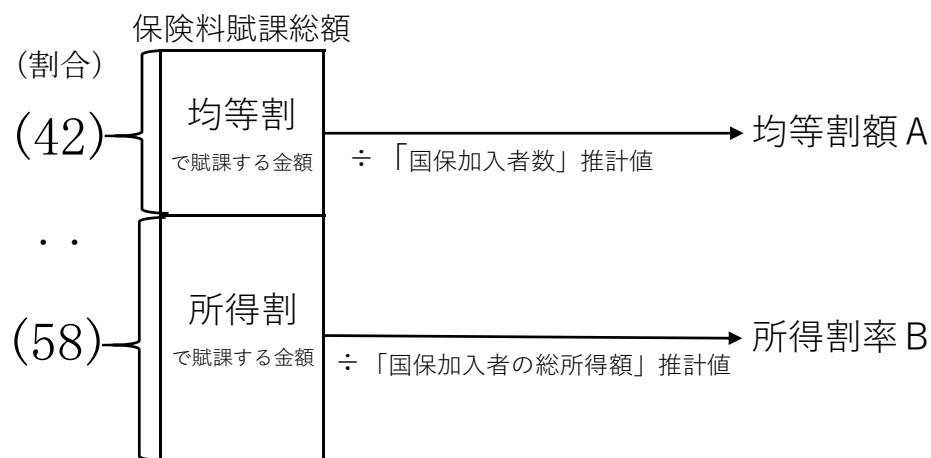
② R 6 年度は、「均等割額の増加率 < 所得割率の増加率」となっている。

そのため、R 6 年度保険料のモデルケースにおいて、所得が高くなるにつれて保険料の上昇率も高くなっている。

⇒ つまり、「均等割額の増加率 < 所得割率の増加率」となる年度においては、所得が高くなるにつれて、保険料の上昇率も高くなる。

3 国が定める保険料の算定方法

特別区では、以下のように均等割額Aと所得割率Bを算出している。



⇒ 均等割額Aや所得割率Bは、翌年度の「国保加入者数」や「国保加入者の総所得額」の推計値を用いて決定している。

そのため、毎年の保険料算定で機械的に「均等割額の増加率 < 所得割率の増加率」という状況を作り出すことはできない。